

きゅうしょくだより

令和8年4月号
昭島市立つしが丘小学校
給食室

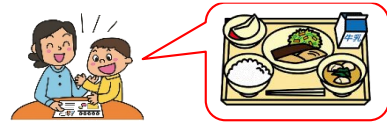
ご入学・ご進級おめでとうございます

春のやわらかな日差しが心地よい季節となりました。今年度も、毎日の給食時間が心待ちになるような、おいしく魅力ある給食作りに努めていきたいと思ひます。学校給食へのご理解・ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

～ 給食についてのお知らせとお願ひ ～

学校給食と家庭での食育を連携することは、子どもたちの食への関心を高め、生きるための基礎となる力を身に付けることにつながります。ぜひご家庭でも、積極的に食に関する関わりをお願ひいたします。

献立表や給食だよりに目を通してください



献立表は冷蔵庫など目にとまりやすい場所に貼り、その日の献立や食べたときの様子について、ぜひ、ご家庭で話題にしてください。お昼の給食で食べたものと似かよらない夕飯にすると1日にとる栄養のバランスがよくなります。※献立表、給食だよりは昭島市公式ホームページに随時掲載しています。

食事のマナーを身につけましょう

食事前の手洗い、「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつ、食べるときの姿勢、正しいはしの持ち方、食べ物を口に入れたまま話をしない、食べるときは歩き回らないなど、食事のマナーを教えてあげてください。

お手伝いをしましょう

学校給食では、給食当番の子どもたちが給食の準備をします。ご家庭でも買い物や食事の準備、後片付けなどを一緒にして、親子で触れ合う時間を作り、手伝いをする習慣をつけましょう。

給食当番の白衣・マスクについて

白衣は、その週の当番の児童が週末に持ち帰りますので、洗濯とアイロンがけをお願いします。また配膳時にはマスクを着用するようお願いします。なお、香りの強い洗剤や柔軟剤の使用はお控えください。



給食室の紹介

つつしが丘小学校の給食は、校内に給食室があり、栄養士1名と調理員12名で作っています。子供たちに喜んでもらえるように、心を込めた安全でおいしい給食を届けます。給食室一同、力を合わせて頑張りますので、1年間どうぞよろしくお願ひします。

8日(水)から給食が始まります。みなさん、楽しみにしててくださいね！
※1年生は13日(月)からです。





昭島市の学校給食について

★学校給食で使用する食品

昭島市では、食品表示法でアレルギーを含む食品に関する表示が義務付けられている特定原材料と、表示が推奨されている食品のうち、かに、そば、落花生（ピーナッツ）、くるみ、アーモンド、あわび、いくら、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、バナナ、マカダミアナッツ、ピスタチオは、献立で使用していません。このうち表示義務のある食品は、原材料表示を確認し給食では使用していません。また、表示が推奨されている食品は、表示がない場合もあるため、完全に含まれていないことを保証するものではありません。上記以外の食品では、たらこは使用しません。種実類については、ごま・栗・カカオは使用します。

学校給食で使用する食品で食物アレルギーがある方は、詳細な献立表をお渡ししますので栄養士等にご連絡ください。なお、詳細な献立表は、昭島市公式ホームページにも掲載されております。

原材料としては使用していないにもかかわらず、食物アレルギーの特定原材料が意図せず最終製品に混入されてしまうことがあります。

- ① 食品の製造工場内では、食物アレルギー物質を含んだ食品を使用・製造していることがあります。
- ② 小魚類、海藻等の海産物は、えび、かにが混ざる漁法で採取しています。
- ③ かまぼこ等の原料になる魚は、えび、かにを食べています。
- ④ 給食の調理器具類や揚げ油は、共用しています。

（食物アレルギー対応給食専用調理室では専用器具を使用します。）



★食物アレルギー対応給食

食物アレルギーにより、学校給食が一部食べられない児童・生徒に対し、5品目を使用しない別献立による小・中学校共通の食物アレルギー対応給食を提供する制度です。

【対象の5品目】

卵、魚卵、牛乳・乳製品、えび、小麦

【申請方法】

「食物アレルギー対応給食実施要綱」に基づき申請していただきます。

申請を希望される方は栄養士、養護教諭又は担任教諭にご相談ください。

★飲用牛乳の提供停止

食物アレルギー等により、学校給食の牛乳が飲用できない児童・生徒については、下記の方法でお申し出ください。

【申請方法】

- ① 担任教諭に申請することを申し出てください。
- ② 担任教諭から申請書をお渡しいたします。
- ③ 申請書に必要事項を記入し、担任教諭に提出してください。
- ④ 申請が承認されると、学校長より保護者宛にその旨が通知され、申請した翌月から対応します。



※一度申請すると進級しても継続されますので、毎年申請書を提出する必要はありません。

ただし、昭島市内の公立中学校へ進級する時は、申請が必要です。

※食物アレルギー、乳糖不耐症等、牛乳を飲用することで、体調不良を起こす場合のみ対象となります。

※飲用牛乳再開の場合は、担任教諭に申し出てください。担任教諭から再開に係る届出書をお渡しいたします。